

# 一般給付金給付規程

一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会

## 【目次】

### 第一章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (給付の種類)
- 第3条 (給付の請求)
- 第4条 (請求者の範囲)
- 第5条 (受給資格の喪失)

### 第二章 給付

- 第6条 (結婚祝金)
- 第7条 (出産祝金)
- 第8条 (傷病見舞金)
- 第9条 (死亡弔慰金)
- 第10条 (災害見舞金)
- 第11条 (入学祝金)

### 第三章 雑則

- 第12条 (給付金の返還)
- 第13条 (規程の変更)
- 第14条 (規程の実施に必要な事項)

### 附則

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会定款第4条第1項第2号および、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会共済契約規程（以下「共済契約規程」という）第54条第1項第2号に規定する一般給付事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (給付の種類)

第2条 一般給付金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 傷病見舞金
- (4) 死亡弔慰金
- (5) 災害見舞金
- (6) 入学祝金

### (給付の請求)

第3条 この規程により給付を受けようとするときは、請求事由が生じた日から1ヵ月内に給付請求書に所定の事項を記載し、署名捺印のうえ、共済契約者である法人（または個人）の代表者または共済契約規程第2条第1項第5号に規定する共済契約代行者において事実確認のうえ、その証明を附して一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」という）に申し込まなければならない。

### (請求者の範囲)

第4条 給付の請求は、会員または会員であった者がしなければならない。ただし、請求権者が死亡した場合はその遺族とする。

2 前項、ただし書の遺族は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが会員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）
- (2) 子および父母で会員の死亡当時その生計を一にしていた者
- (3) 会員の死亡当時主として会員の収入によって生計を維持していた孫、祖父母、兄弟、姉妹およびその他の親族
- (4) 第2号に掲げる者以外の子および父母
- (5) 第3号に掲げる者以外の子、兄弟、姉妹、祖父母および孫

- 3 前項に掲げる者が給付を受ける順位は、同項各号の順位により第2号乃至第5号に掲げる者の内にある場合は、それぞれ当該号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 4 給付を受ける同順位者が二人以上ある場合は、その人数によって等分して支給する。
- 5 前3項の規定により給付の請求をしようとする者は、正当請求権者であることを証する文書を添えなければならない。ただし、正当請求権者がいない場合は、弔慰金に限りその葬祭を行なう者が請求することができる。

#### (受給資格の喪失)

第5条 この規程による一般給付金を受ける権利は、その給付事由が生じた日から1年以内に請求しないときは消滅する。

## 第二章 給付

#### (結婚祝金)

第6条 会員が結婚したときは結婚祝金、金3万円を給付する。

- 2 退会した会員であっても、退職後3ヵ月以内に結婚した時は結婚祝金の請求ができる。

#### (出産祝金)

第7条 会員またはその配偶者(届出をしていないが出産の当時、会員と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)が、出産したときは出産祝金、金5万円を給付する。

#### (傷病見舞金)

第8条 会員が病気やケガのため継続して欠勤したときは、次の各号に掲げる区分により傷病見舞金を給付する。

ただし、同じ病気で再度欠勤した場合は、その給付対象となった欠勤期間の満了した日から1年間は、請求できないものとする。

- (1) 継続して14日以上欠勤したときは、金1万円を給付する。
- (2) 継続して30日以上欠勤したときは、金2万円を給付する。

- (3) 継続して 60 日以上欠勤したときは、金 3 万円を給付する。
- (4) 継続して 90 日以上欠勤したときは、金 4 万円を給付する。
- (5) 継続して 120 日以上欠勤したときは、金 5 万円を給付する。
- (6) 継続して 150 日以上欠勤したときは、金 6 万円を給付する。
- (7) 継続して 180 日以上欠勤したときは、金 7 万円を給付する。

#### (死亡弔慰金)

第 9 条 会員またはその家族が死亡したときは、次の各号に掲げる区分により死亡弔慰金を給付する。

- (1) 会員が死亡した場合、金 10 万円を給付する。
- (2) 会員の配偶者(届出をしていないが死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)が死亡した場合、金 10 万円を給付する。
- (3) 会員の父母または、配偶者の父母が死亡した場合、金 5 万円を給付する。
- (4) 会員の子が死亡した場合、金 5 万円を給付する。
- (5) 会員またはその配偶者が妊娠 22 週以上で死産となった場合、金 3 万円を給付する。

#### (災害見舞金)

第 10 条 会員の住居が、水、火、震災等の不可抗力によって、半焼または半壊し、もしくはこれに準ずる被害以上の災害を受けたときは、その都度会員の受けた被害の程度を認定し災害見舞金、金 10 万円以内で給付の額を決定しこれを給付する。

#### (入学祝金)

第 11 条 会員の子が入学したときは、次の各号に掲げる区分により入学祝金を給付する。

- (1) 小学校に入学した場合、金 1 万円を給付する。
- (2) 中学校に入学した場合、金 2 万円を給付する。
- (3) 高等学校に入学した場合、金 3 万円を給付する。

### 第三章 雑 則

#### (給付金の返還)

第 12 条 共済会は、偽りその他不正な行為により、一般給付金の給付を受けた者がいるときは、その者からその給付を受けた額の全部または一部を返還させることができる。

(規程の変更)

第 13 条 この規程を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(規程の実施に必要な事項)

第 14 条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。